

令和7年度 泉佐野市住居表示審議会 議事録

開催日時	令和8年2月6日(金)午前9時30分～
開催場所	泉佐野市役所5階 第一会議室
案件	1. 市長あいさつ 2. 委嘱状交付 3. 審議会会長の選出 4. 住居表示実施案の諮問 ・字の区域の変更及び町の新設並びに住居表示を実施すべき市街地についての諮問 5. その他
委員出席者	角野委員、佐久間委員、松本委員、木下委員、南委員、中島委員、岩田委員、萬田委員、齋藤委員、野口委員、赤坂委員
事務局出席者	千代松市長、石橋マイナンバーカード活用担当理事(兼)市民課長、圓句住居表示担当参事、松若管理係長、大石主任、上嶋係員
傍聴人	0人

配布資料

資料1 令和7年度 泉佐野市住居表示審議会 名簿

資料2 泉佐野市住居表示審議会規則

資料3 対象区域図

資料4 諮問書

資料5 住居表示実施予定区域町別人口数・世帯数等一覧表

資料6 新家地区事業実施計画(案)

参考資料1 住居表示に関する法律

参考資料2 住居表示に関する法律施行令

参考資料3 住居表示についての条例

参考資料4 住居表示についての条例施行規則

参考資料5 泉佐野市附属機関条例

参考資料6 泉佐野市住居表示実施日一覧表

参考資料7 泉佐野市住居表示整備事業実施状況

参考資料8 泉佐野市住居表示整備実施基準

《開会》

【市長挨拶】

(千代松市長)

皆様おはようございます。

本日は泉佐野市住居表示審議会に皆様方には大変ご多忙の中にも関わらず、ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

また、皆様方には平素から泉佐野市政の各般に渡りまして、格別のご支援とご協力を賜っておりますことに、心から厚く御礼を申し上げます。

併せてでございますけれども、この度、皆様方には、審議会の委員に快くお引き受けいただきましたことに、重ねての御礼を申し上げる次第でございます。

皆様方もご存じかとは存じますけれども、住居表示に関する法律につきましては、わかりにくい町区域の住所を明確にして、また合理的なものにするために、昭和 37 年に法律が制定され、泉佐野市もこの法律に基づいて住居表示を実施して参りました。

最近では、令和 4 年 6 月に南中岡本地区の住居表示を実施させていただきまして、また令和 6 年 11 月には鶴原貝田地区の住居表示を実施させていただきました。

その際には審議会の委員の先生方そして地域住民の皆様方には格別のご理解とご協力を賜りましたことに心から厚く感謝いたしております。

住居表示を実施することによりまして、免許証や金融機関への届け出、住所の変更などの手間が生じてしまいますが、緊急車両が早く目的地に到着することができることや郵便物等の誤った配達が少ないといったことにより、住民生活の利便性に繋がるものと考えているところでございます。泉佐野市といたしましては、世界に羽ばたく国際都市泉佐野市を目指している中におきまして、昨今外国籍の方々が非常に多く泉佐野市内にお住みいただいているというような状況でございます。わかりやすいまちづくりを進めていくために、住居表示には取り組んで参りたいと考えており、そのような中で本日は鶴原新家地区の住居表示の諮問をさせていただくところでございます。

皆様方におかれましては、何卒忌憚のないご意見を賜りながら、委員会を実施していただきますようによろしくお願いを申し上げまして、開会に際しましての挨拶とさせていただきます。

どうぞ皆様よろしくお願いたします。

《資料確認》

《委嘱状交付》

≪委員、事務局紹介≫

【審議会会長の選出】

≪佐久間委員を会長に選出≫

(事務局)

審議会規則第6条第1項の規定に基づき、これ以降の議事につきましては、佐久間会長を議長として進めさせていただきます。

(議長)

はい。よろしくお願いいたします。只今、皆さんに選出いただきました、和歌山大学の佐久間と申します。冒頭に市長様からご案内があった通り、住居表示を合理的に進めていく中で、住民の方のお手間をかける場面がございます。委員の皆様におかれましては、日々、町のことに関わっていらっしゃると思いますが、それぞれの立場からしっかりご意見いただいて、この場で堅実な審議をしていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

では失礼ながら、座って進めさせていただきます。

次第に基づいて進めて参りたいと思っております。

本日の案件でございますが、次第の3まで終わりましたので、4つ目の住居表示実施案の諮問について、議題にして参ります。

【諮問案審議】

(議長)

本件につきましては、市長から審議会に対する住居表示実施案に関する諮問となっております。

最初に、千代松市長から諮問をお受けいたします。

≪千代松市長諮問書を読み上げ、議長に提出≫

(議長)

では、進めて参りたいと思っております。

本審議会は、審議会規則第2条により、住居表示についての重要事項について、市長の諮問に応じ調査審議し、意見を述べるものとなっておりますので、本件を審議会で上程いたします。

では本件につきまして審議して参りたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

まず、審議会の運営について、会議の公開についてお諮りしたいと思います。
事務局からご説明お願いいたします。

(事務局)

審議途中で誠に恐縮でございますが、市長はこの後公務がございますので、これにて退席させていただきます。

(千代松市長)

どうぞよろしくお願いいたします。

【千代松市長 退席】

(事務局)

それでは、会議の公開につきまして、事務局からご説明いたします。

資料 2、泉佐野市住居表示審議会規則第 8 条をご覧ください。

本審議会は審議会規則第 8 条第 1 項により、原則公開となっております。ただし、泉佐野市情報公開条例第 7 条各号に掲げる情報、いわゆる個人情報を取り扱う場合、または議事運営に著しく支障がある場合は、公開しないことができるとなっております。

そこで、審議会規則第 8 条第 2 項では、会議の公開非公開の決定に関しましては、審議会でお諮りいただくことになっておりますので、よろしくお願いいたします。

なお、会議の記録を会議が終了後速やかに作成し、公表させていただく予定となっております。

会議の記録作成のため、ICレコーダーによる会議内容を録音させていただきますが、会議録作成後は録音データを消去いたしますので、ご了承くださいませようをお願いいたします。

(議長)

はい。

ただいま事務局から審議会の公開について説明がありました。

今後個人情報を扱う場合など、非公開とすべき案件が発生した場合には、審議会の非公開お諮りすることといたしまして、本日の審議会については特にそういうものではないと思いますので、本審議会を公開として、資料につきましても、傍聴者の閲覧を許可し進めたいと思います。

よろしいでしょうか。

【異議なしで一致】

ありがとうございます。審議会を公開として進めて参ります。
傍聴者の方がおられましたら、入室を許可したいと思います。

(事務局)

傍聴者はいらっしゃいません。

(議長)

ありがとうございます。いらっしゃらないということですので、引き続き進めて参りたいと思います。

では、事務局から諮問についてご説明をお願いいたします。

(事務局)

事務局の圓句でございます。

それでは、審議会に諮問させていただきました、字の区域の変更及び町の新設並びに住居表示を実施する市街地についてご説明させていただきます。

初めに、今回ご審議いただきます住居表示実施予定区域の概要をご説明いたします。

恐れ入りますが資料 3 をご覧ください。

今回の諮問における対象区域は、資料 3 で示した区域となります。

具体的な区域は、地図上では、上段左側でございます万代泉佐野貝田店前の交差点を起点に府道泉佐野熊取線を南下し、鶴原北住宅前の交差点に達しましたら右折し、1つ目の角を左折します。突き当たりを右折しましたら、住宅地の擁壁に沿うよう進み、市道に達しましたら、松源泉佐野店の外周を反時計回りに鶴原変電所前の交差点まで進みます。

この交差点を右折しますと、JR阪和線を超える長坂橋に至ります。

JR阪和線浜側を大阪方面に進み、見出川との合流地点に達しましたら、見出川を北上し、府営泉佐野見出住宅を囲むよう進み、庄田池の外周を時計回りに進み、起点に至る地点で囲まれた区域となります。

鶴原地区につきましては、昭和 43 年に鶴原二丁目から四丁目、昭和 57 年に鶴原一丁目と五丁目、昭和 63 年には、泉ヶ丘一丁目から四丁目、南泉ヶ丘一丁目から三丁目の住居表示を実施し、泉ヶ丘五丁目を新設しておりまして、直近では、令和 6 年 11 月に貝田町一丁目から四丁目を新設したところであります。

このように、鶴原地区は住居表示が進んでいる区域であり、鶴原地区の住居表示未実施区域につきましても、近年の宅地化による都市化が進んでいることから、今回、新家町内会様のご協力により、鶴原新家地区の住居表示の実施を進めて参るものです。

恐れ入りますが、お手元の資料 4、字の区域の変更及び町の新設並びに住居表示を実施する市街地について、諮問をご覧ください。

本日ご審議願いますのは、1、字の区域の変更について、2、町の新設について、3、住

居表示を実施すべき市街地の 3 点でございます。

まず、1、字の区域の変更についてご説明させていただきます。

別図 1 をご覧ください。

これは先ほどご覧いただきました資料 3 の対象区域について、新設する区域に編入するため、鶴原の区域から除くものです。

次に、2、町の新設についてのご説明をさせていただきます。

別図 2 をご覧ください。

町の名称でございますが、当該区域は「新家」とするものです。この「新家」に一丁目から三丁目までを新設し、町の名称とするものです。

次に、町区域の設定でございますが、住居表示実施基準では、町の境界は道路、鉄道、もしくは軌道の線路、その他の恒久的な施設、または河川、水路などによって定められております。

この場合、境界線は道路、河川、水路などの、一方の端を境界とすることになっており、原則として、これらが南北線の場合は西側を東西線の場合は南側とすることとなっております。

町の形状は、その境界が複雑に入り組んだり、飛び地が生じたりしないような簡明な境界線をもって区画された一団を形成することに留意し、その規模は当該地区の用途地域や人口、家屋密集度等を勘案し、定めることとなっております。

また、これらに適合しない場合は、その町の沿革、地域社会の実態に即しつつ、できるだけ上記に適合するように、町区域の合理化に努めるものとされております。

本案につきましても、これらを基本としながら、地元町会等との協議調整の上、設定させていただきます。

恐れ入りますが、資料 5 をご覧ください。

令和 7 年 11 月末時点の、町の概要でございます。

新家一丁目にしようとする区域の人口は 764 人、世帯数は 399 世帯、面積は 12.64 ヘクタールであります。

新家二丁目にしようとする区域の人口は 498 人、世帯数は 241 世帯、面積は 9.57 ヘクタールであります。

新家三丁目にしようとする区域の人口は 791 人、世帯数は 443 世帯、面積は 12.56 ヘクタールであります。

町の新設についての説明は以上でございます。

次に、3、住居表示を実施すべき市街地についてのご説明をさせていただきます。

恐れ入りますが、資料 4 の別図 3 にお戻りください。

別図 3 の斜線で示した区域が住居表示を実施すべき市街地となります。

区域につきましては、資料 3 にお示した区域となっております。

住居表示を実施する市街地についてのご説明は以上でございます。

最後に、今後のスケジュールにつきましてご説明させていただきます。

恐れ入りますが、資料 6 をご覧ください。

まず、本日開催の住居表示審議会で諮問案通りの答申をいただきましたら、住居表示に関する法律第3条第1項の規定に基づき、3月定例会市議会に住居表示を実施すべき市街地の区域及び当該区域における住居表示の方法についての議案を提出いたします。

この議案が可決されましたら、審議会より答申いただきました町の区域の変更及び新町名の案を30日間公示いたします。

その後、令和8年6月定例会市議会に、字の区域の変更及び町の新設についての議案を提出し、その議案が可決されましたら、令和8年10月中旬ごろに、字の区域の変更及び町の新設についての告示及び住居表示実施区域、街区符号、住居番号及び実施期日の告示を行います。

これらの事項を関係人及び関係行政機関に通知するなど、所要の手続きを経まして、同年11月中に、住居表示を実施して参りたいと考えております。

なお、実施にあたりまして、住民の皆様にご周知させていただくために、各戸世帯を訪問し、丁寧な説明を行うとともに、ご理解とご協力いただき進める所存でございます。

以上、簡単ではございますが、諮問、字の区域の変更及び町の新設並びに住居表示を実施する市街地についての説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議の上、ご答申賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

(議長)

はい。ありがとうございました。

ただいま事務局から諮問に対する説明がございました。

1つ目が字の区域の変更について、2つ目が町の新設、3つ目が住居表示を実施すべき市街地ということで、新家一丁目から三丁目までの住居表示を実施するというので、説明がございました。では審議に入りたいと思います。

本件に関しまして、ご意見、ご質問あればお受けしたいと思います。

(委員)

今回新家町の住居表示が、鶴原住宅さんで見出住宅さんが入ることとなっておりますが、両自治会さんの理解を得られたのでしょうか。

(事務局)

今回実施する区域の中で、鶴原住宅様と見出住宅様は新家区域内に位置するため、住居表示を実施しないと飛び地になることとなり、郵便物の不着や緊急車両の到着が遅くなるのが想像できます。そういった支障や懸念を踏まえて説明し、理解を得られました。

(委員)

鶴原北住宅さんの意向はどうだったのでしょうか。

(事務局)

鶴原北住宅様の場合は、貝田町、新家町及び鶴原東町に隣接しております。今回の住居表示を実施した後、市と自治会長で綿密に協議していきたいと思えます。

(委員)

新家町としても、鶴原北住宅様の意向を尊重したいと考えています。隣接区域の住居表示を先行したうえで、鶴原北住宅については市のリーダーシップで決めていただきたいです。

(委員)

もう1点お尋ねするが、今回の住居表示で新家の名称がついたとして、泉南市にも新家という町名があります。将来的に考えた場合、合併等が起きた時はどうなるのでしょうか。

(事務局)

仮に、合併となった際は町名について検討する必要がありますが、現状、合併等の予定や計画はございません。

(委員)

名称に関して、「新家」とするか「新家町」とするかという議論が協議段階であったが、見出住宅さんと鶴原北住宅さんと新家町内会は「新家」とするのが適当であるとの認識です。

(議長)

ありがとうございます。合併後の質疑に関連して、新家という名称で了承を得ているとのことでしたが、町名に関して引き続き、意見等ございますでしょうか。

(委員)

補足となりますが、貝田町の時は、貝田町一丁目から貝田町四丁目という形で審議いただき、合意を得てから実施しました。今回については、新家という名称変更で地元町内会等の合意が得られているので問題ないと思えます。

(委員)

貝田町の時には、「町」をつける基準に関する具体的な規定がないと聞いたため、町内会の意向で「町」をつけてもらいました。

(事務局)

町名は、「○丁目△番×号」または「□町△番×号」の概ね2通りになります。委員がおっしゃるように、「○丁目」や「□町」をつける基準に関する明確な規定や法律はなく、貝田町の際は「町」をつけたいという町内会の意向を踏まえ、住居表示を実施したため、「貝田町○丁目」という記載になりました。

(議長)

それでは、事務局の説明と貝田町の経緯を踏まえて、新家は「町」なしということでよろしいでしょうか。

【異議なしの声あり】

それでは、町名について「新家」とすることで了承いただいたものとします。

次に、字の区域や住居表示実施すべき市街地について、何かご意見あればお受けしたいと思います。

【異議なしの声あり】

それでは、その他ご意見等がないということで、諮問の通り進めさせていただきます。

住居表示実施案の諮問について、皆様のご意見確認できましたので、審議を終了したいと思います。次に、答申書の作成についてご協議いただきたいと思います。

事務局に案を作ってくださいと思いますので、その間、暫時休憩としたいと思います。何分ぐらい必要でしょうか。

(事務局)

10分程度と考えていただければと。

(議長)

それでは、現在10時12分なので、20分を一旦の目安として休憩を設けたいと思います。もし、お時間を要するようであれば、延長いたします。それでは、休憩とします。

【休憩後】

(議長)

では審議会を再開したいと思います。

皆様のお手元に事務局から答申案をお配りいただいているかと思いますので、それを基に

進めて参りたいと思います。

答申案について、事務局からご紹介お願いいたします。

(事務局)

字の区域の変更及び町の新設並びに住居表示を実施すべき市街地について。

令和 8 年 2 月 6 日付、泉佐総市第 2159 号で諮問のあった標記のことについて、慎重に審議した結果、諮問の通り実施することが適当であるとの結論に達しましたので、答申します。

以上でございます。

(議長)

ありがとうございました。

ただいま答申案をご紹介いただきましたけれども、先ほどの審議の通り、特にご意見がないということでしたので、諮問の通り実施することが適当であるという結論で、答申案を取りまとめていただいております。

この答申案について、ご質問ご意見等ございますでしょうか。

【異議なしで一致】

(議長)

ありがとうございます。

特にご意見ないようでしたので、今お配りした案をもって答申書としたいと思います。

答申書の提出時期や方法については会長にご一任いただければというふうに思います。

あわせてお願いいたします。

以上をもちまして、市長から諮問がございました事項に係る審議はすべて終了したと思えます。全体を通じてご意見ご質問ございますでしょうか。

(委員)

住居表示事業についての話になりますが、司法書士をしていると、依頼者に不動産の地番や本籍を尋ねることが頻繁にあります。住居表示が実施されると、不動産の地番や本籍もそれに伴って変更になっていると認識している方がいらっしゃる。また、地番や本籍を使用する場面より住所を使用する場面の方が圧倒的に多いので、住居表示実施後の住所がその方にとって馴染み深いものになってしまい、長年経過してから、従来の地番や本籍を失念してしまう方もいらっしゃる。

泉佐野市で発行されているパンフレットにはその点についての注意が書かれているが、依然として誤解されている方が多くいるので、より丁寧かつ継続的な説明が必要ではないのか

と思います。

例えば、他の市町村では、住居表示の実施前後の住所の表し方だけでなく、本籍や不動産の地番の表し方についても同様にホームページに載せたりしているので、泉佐野市の方でも市民の混乱を防げるよう工夫していただきたいと考えます。以上です。

(事務局)

ありがとうございます。

当パンフレットを改訂する際には、より詳細に先生のご意見を賜りたく存じます。

(委員)

今後予定通り進んだら、随時説明会を実施していただけるのでしょうか。

(事務局)

説明会は、複数回実施する予定です。

(委員)

分かりました。もう1点お尋ねします。

ため池とかは、住居表示の対象になるのでしょうか。また、登記の変更等は必要なのでしょうか。

(委員)

住居表示の対象となるのは、あくまでも建物になるので、ため池等は対象になりません。しかし、ため池の所有者の住所は変更が必要になります。そういった手続き漏れが発生しないよう泉佐野市でも工夫いたします。

(議長)

ありがとうございました。

住居表示を実施した後の手続き等について、どのように周知していくのかを引き続き泉佐野市でご検討いただければと思います。

その他、何かございませんでしょうか。

事務局から何かございますか。

(事務局)

特にございません。

(議長)

わかりました。その他のご報告もないとのことですので、これもちまして、本審議会を閉会させていただきたいと思います。

一言だけご挨拶できればと思います。

住居表示において、地名に関する歴史や地域住民の方の思いがあり、事前に協議があったとお聞きしています。それらを踏まえて合理的な住居表示を実施することで、わかりやすく、新しく移った人が住みやすい、或いは住み続けやすい、そういうまちづくりの一助になるものだと感じます。本委員会についても、委員の皆様のご協力により、無事に答申を取りまとめることができましたので、改めてお礼を申し上げたいと思います。

どうもありがとうございました。

それでは、進行を事務局にお返ししたいと思います。

(事務局)

どうもありがとうございました。

この度、皆様方にはお忙しい中ご出席いただき、慎重なご審議を賜りまして、厚く御礼申し上げます。

事務局といたしましても、ご答申の趣旨に従いまして、住居表示を実施して参りたいと存じます。

皆様方には、今後ともお世話になることと存じますが、何卒よろしくお願い申し上げます。本日はどうもありがとうございました。

《閉会》